

# 徳島市上下水道局入札参加業者の手引

## (建設工事等の入札用)

### 建設工事等入札心得

#### (目的)

第 1 条 この心得は、徳島市上下水道局（以下「局」という。）が発注する建設工事及び建設工事に関する測量・調査・設計業務等（以下「建設工事等」という。）の委託の競争入札を適正に執行するため、徳島市上下水道局契約規程(昭和 42 年徳島市水道局管理規程第 21 号)、工事請負契約約款及び業務委託契約約款その他の法令等に定めるもののほか、入札に関する入札者（入札に参加する法人又は個人をいう。以下同じ。）の遵守事項等を定めることを目的とする。

#### (入札に際しての留意事項)

第 2 条 入札者は、設計書、図面、仕様書及びその他当該入札に関する書類並びに現場等を熟知の上、入札しなければならない。局が現場説明会等の事前説明を行う場合は、現場説明等その他当該入札に係る事前説明を受けていない者は、当該入札に参加することができない。

2 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等法令に抵触する行為を行ってはならない。

3 入札書及び委任状は、局所定の様式（局ホームページの PDF 形式から印刷したものを含む。）又は所定の様式を複写したものを使用しなければならない。ただし、電子入札システムにより行う入札（以下「電子入札」という。）の場合はこの限りでない。

4 入札書は、所要事項を記載の上、入札者の記名押印（建設工事等以外の入札書に係る押印は、あらかじめ使用印として局に届け出ている場合はその印判に限る。以下同じ。）をして、当該入札に係る件名、入札者の主たる営業所の所在地及びその商号を記載した封筒に入れ、入札するものとする。所定の時間内に入札書の提出をしない者は、入札を棄権したのものとして取り扱うものとする。電子入札の場合は、入力画面上において作成し、電子認証により登録された IC カードを使用し、指定の日時までに入札金額等を入力し、送信するものとする。

5 入札書記載金額は、特に徳島市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）から指示がある場合を除き、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額とする。

6 入札書を一旦入札箱に投函した後は、その引き替え、変更又は取り消しはできない。また、電子入札による入札書提出後は、原則として、撤回、訂正等はできないものとする。ただし、電子入札において、入札書の提出後に配置予定技術者が配置できなくなった場合など、参加資格を喪失したと認められるときは、開札までの間に入札辞退理由書（様式 1）を書面で受付けるものとし、入札者が直接入札執行者に届け出た場合に限り、辞退を行えるものとする。この場合において、入札者は、入札辞退理由書を提出した案件について再度入札できないものとする。また、入札者は、入札辞退理由書の提出によって入札を辞退することはできるが、いかなる場合でも、入札金額の訂正、各種提出書類の訂正はできないものとする。

また、総合評価落札方式による入札においては、上記に加えて、入札書提出後、申請書の技術職員配

置計画書に記載した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合は、落札決定までの間は入札辞退理由書（様式1）を受付けるものとする。この場合において、入札辞退理由書の提出が開札までであれば、辞退の扱いとし、開札後から落札決定までであれば、失格の扱いとする。

- 7 入札執行回数は2回までとし、入札執行限度2回以内において落札者がいないときは入札の打ち切り、又は予定価格との差を勘案し随意契約とする場合がある。電子入札の場合は、入札回数は1回とし、再入札は行わない。
- 8 代理人が入札する場合は、当該入札執行前に委任状を入札執行者に提出しなければならない。電子入札の場合は、代表者から入札・見積権限及び契約権限について年間委任状により委任を受けた者（以下「年間受任者」という。）のICカードに限るものとし、復代理人の入札は認めないものとする。
- 9 代理人及び復代理人が入札する場合において、入札書の記名は次の例によるものとする。ただし、年間受任者を選任している場合は、住所、氏名及び代表者名は年間受任者のものを記入する。電子入札の場合は、入札者の名称を記入する。

住 所（主たる営業所の所在地）

氏 名（名称又は商号）

代表者名（氏名）

代理人（氏名）

印

- 10 電子入札に参加する者は、入札書と同時に入札金額を積算した内訳明細書（以下「内訳明細書」という。）を提出しなければならない。内訳明細書に重大な不備がある場合は、当該内訳明細書を提出した者の入札を失格とする。

（入札の辞退）

第2条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、電子入札の場合は別に定める。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式2）を管理者に提出する。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札執行者に提出するものとする。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

（入札の取りやめ等）

第3条 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- 2 入札は局の都合により取りやめることがある。

（入札の規律）

第4条 入札執行者は、次の各号のいずれかに該当する者の入札を拒否し、又は入札場外に退去させることができる。

- (1) 入札者以外の者

- (2) 入札開始時刻に遅刻した入札者
- (3) 入札執行係員の指示に従わない入札者  
(入札が無効になる事項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格がない者がした入札
- (2) 入札件名を表示せず、若しくはその記載が不明瞭であり、又は一定の数字をもって価格を表示していない入札
- (3) 同一の入札において同一人がした2以上の入札
- (4) 同一の入札において他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (5) 同一の入札において入札者及びその使用人が他の入札者の代理をした者の入札
- (6) 委任状を提出しない代理人がした入札又は代理人の表示のない入札
- (7) 入札者の記名押印のない入札（電子入札の場合は、電子認証書を取得していない者の入札）
- (8) 入札金額を訂正した入札及び入札年月日を誤り又は記載のない入札
- (9) 再度入札において、前回入札の最低の入札金額（未落札金額）以上でした入札
- (10) 入札に関し、不正の行為があった者のした入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、入札に関する条件に違反した入札  
(契約書等の提出)

第6条 落札者は、局所定の契約書2部に記名押印し、落札決定の日から14日以内に総務課契約係に提出し契約を締結しなければならない。ただし、管理者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しない場合は、落札はその効力を失うものとする。
- 3 建設工事の落札者は、契約締結時に総務課契約係へ当該工事に係る建設業退職金共済事業掛金収納書を提出しなければならない。ただし、落札者が建設業退職金共済証紙未購入理由書（様式3）を提出し、管理者が認めた場合はこの限りでない。
- 4 建設工事の落札者は、建設工事等の契約締結時に配置予定の技術者を記載した現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書を総務課契約係へ提出しなければならない。
- 5 建設工事の落札者は、契約締結時に総務課契約係へ任意の労働災害保険の契約を締結している旨を証する書面を提出しなければならない。

(前払いの特約)

第7条 落札者は、建設工事等の契約金額が130万円を超える場合は、契約締結時に、その申し出により契約金額の10分の4以内（建設工事に関する業務委託の場合は10分の3以内）の前払いの特約をすることができる。ただし、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）の規定による保証事業会社の保証がない場合は、前払金は請求できない。

- 2 前項の前払金の請求は、契約締結後速やかにしなければならない。

(中間前金払の特約)

第7条の2 契約金額が130万円を超える建設工事の落札者は、契約金額の10分の2以内の中間前金払の特約をすることができる。

- 2 中間前払金の割合は、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が契約金額（変更契約がある場合は変更後の請負代金額）の10分の6を超えてはならないものとする。

(契約保証金)

第8条 建設工事等の落札者は、契約金額の10分の1以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を契約の締結前に納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 建設工事等の落札者は、前項ただし書きの場合において、契約保証金を免除された理由として、落札者が保険会社との間に局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したこと又は落札者から委託を受けた保険会社と公共工事履行保証保険契約を締結したことによるものであるときは、当該履行保証保険契約に係る保険証券を管理者に提出しなければならない。

3 建設工事等の落札者は契約保証金を納付する場合において、あらかじめ、現金を局指定の納入通知書兼領収書により局指定金融機関に納付しなければならない。

4 建設工事等の落札者は、契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、あらかじめ、局指定の有価証券納付明細書及び委任状の配布を受け、これに有価証券を添えて提出しなければならない。

5 建設工事等の落札者は、契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合は、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

(様式1)

## 入 札 辞 退 理 由 書

1 件 名

2 開札年月日

上記の案件について、下記の理由により入札を辞退します。

辞退した理由【詳細に記載すること】

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

徳島市上下水道事業管理者 殿

(様式2)

## 入 札 辞 退 届

1 件 名

2 入札年月日

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

徳島市上下水道事業管理者 殿

(様式3)

令和 年 月 日

徳島市上下水道事業管理者 殿

### 建設業退職金共済証紙未購入理由書

本工事の施工にあたり建設業退職金共済証紙を次の理由により購入しませんので、届け出ます。

工 事 名	
工 事 箇 所	
請負代金額	
契約年月日	
工 期	
購入しない理由 該当する番号に○を してください。	<p>1 自社で退職金制度を有しており、かつ全て自社で施工するため、当該工事において建設業退職金共済（以下「建退共」という。）制度対象労働者を使用しないため。</p> <p>2 他の退職金制度に加入しており、かつ全て自社で施工するため、当該工事において建退共制度対象労働者を使用しないため。</p> <p>3 本工事の下請け業者を含む全ての施工体制において、退職金制度が適用されない労働者（日雇い労働者、期間労働者等）を雇用する見込みがないため。</p> <p>また今後、建退共制度の対象労働者を雇用することが予想される場合には、速やかに建退共証紙を購入します。</p> <p>4 購入済み証紙（未使用証紙）の数が本工事の払出予定分残っており、新たに購入する必要がないため。</p> <p>5 その他</p> <p>[ ]</p>

注① 上記購入しない理由1～3を選択した場合は、他の退職制度の加入状況や下請け業者の確認できる書類を提出してください。

② 上記購入しない理由4を選択した場合は、次の写しを添付してください。

ア 「共済証紙受払簿」（受払簿の受入欄の購入状況とその残高が確認できること）の写し

イ 「本工事に充当する購入済みの掛金収納書」の写し

受注者

所在地

商号又は名称

氏名

## 入札・契約締結等に関する留意事項

---

### 「指名通知」の連絡を受けた場合の留意事項

---

- 1 指名通知は、電子メールにより連絡しています。内容の詳細については、システムを利用して確認してください。
  - 2 指名通知受領後、発注担当課で設計図書等の閲覧をしてください。ただし、発注担当課以外の場所を閲覧場所とする場合がございます。詳しくは徳島市の入札情報サービス（PPI）を参照してください。
- 

### 入札参加時の留意事項

---

- 1 入札書及び委任状は、局指定の様式（局ホームページのPDF形式から印刷したものを含む。）又は指定の様式を複写したものを使用してください。
- 2 再入札や書き損じに備えて、入札書は余分に、また、印鑑も忘れずに用意してください。
- 3 入札書は、金額の訂正はできません。金額以外の訂正は必ず入札者の訂正印を押してください。
- 4 携帯電話を入札室に持ち込む場合は、必ず電源を切るかマナーモードにし、入札中は使用しないでください。
- 5 指名通知後又は一般競争入札の参加申請後に、システム障害等の理由により紙入札（紙媒体により入札すること。）を行う場合で入札を辞退するときは、入札辞退届（様式2）を書面で総務課契約係に提出してください。
- 6 電子入札システム（徳島県電子入札システムにより執行する入札）による入札書提出後は、原則として、撤回、訂正等はできません。また、システム障害等の理由により紙入札を行う場合は、入札書を一旦入札箱に投函した後は、その引き替え、変更又は取り消しはできません。金額等の記載又は入力を間違えないように注意してください。ただし、電子入札システムにおいて、入札書の提出後に配置予定技術者が配置できなくなった場合など、参加資格を喪失したと認められるときは、開札までの間に入札辞退理由書（様式1）を書面で受付け、入札者が直接入札執行者に届け出た場合に限り、辞退の扱いとします。この場合において、入札者は、入札辞退理由書を提出した案件について再度入札できないものとします。なお、いかなる場合でも、入札金額の訂正、各種提出書類の訂正はできないものとします。
- 7 建設工事及び一定の場合における建設工事に関する測量・調査・設計業務等の委託の競争入札に参加する者は、入札時に内訳明細書を入札書と一緒に提出してください。内訳明細書に重大な不備がある場合は、失格となります。

---

## 入札を失念した場合について

---

- 1 徳島市上下水道局から理由書の提出を求める場合がございます。その場合は、速やかに理由書を提出してください。（様式は自由です。）
- 

## 契約を締結（当初契約）するときの留意事項

---

- 1 契約書は、落札決定後総務課契約係で正本・副本の2部をお渡しします。次の順序で書類を並べ、袋とじの上、契約書の表と裏のとじた継ぎ目（図面がある場合には指定された場所）に割印をしてください。

### 【発注者】

次の表の①～⑥（業務委託契約は①～③、⑥）を袋とじし、契印及び収入印紙を貼付し、消印

### 【受注者】

次の表の①～⑤（業務委託契約は①～③）を袋とじし、契印

契 約 書 類	留 意 事 項
① 工事請負（業務委託）契約書	・記名（2箇所）押印（1箇所） ・発注者用に契約金額に応じた収入印紙を貼付の上、消印。 ・課税業者においては <u>税抜金額</u> に応じた収入印紙
② （免税・課税）事業者届出書	・記名（1箇所） ・「免税」・「課税」のいずれかを○で囲む
③ 徳島市公共工事標準請負契約約款	・業務委託契約の場合は、「建設工事に係る設計業務等の委託契約約款」
④ 指導事項	・工事請負契約の場合のみ添付
⑤ 分別解体等の方法を記載すべき確認用書面	・工事担当者の受付印が押印された原本を発注者用、写しを受注者用に袋とじ
⑥ 設計図書	・工事担当課で2部受け取り、 <u>発注者用にのみ袋とじ（図面が添付されていないもの）</u> ※図面が添付されているものは受注者の控え（ただし、2部とも図面がついている場合（2部とも同じ場合）は、どちらを発注者用にしても構いません。

- 2 金額、日付欄は空白にし、記名押印のうえ提出してください。
- 3 契約金額の10分の1以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を契約締結前に納付又は提供してください。ただし、契約保証金を免除されている場合は必要ございません。
- 4 消費税等届出書には記名\_\_\_し、(免税・課税)の欄は○をしてください。
- 5 正本は、請負金額(課税事業者は消費税及び地方消費税を除く額)に応じた収入印紙を貼付し、消印をしてください。

請負金額(課税事業者は消費税及び地方消費税を除く額)収入印紙の額【委託業務】				
1万円	から	100万円	以下	200円
100万円	を超え	200万円	以下	200円 【400円】
200万円	を超え	300万円	以下	500円 【1千円】
300万円	を超え	500万円	以下	1000円 【2千円】
500万円	を超え	1000万円	以下	5000円 【1万円】
1000万円	を超え	5000万円	以下	1万円 【2万円】
5000万円	を超え	1億円	以下	3万円 【6万円】
1億円	を超え	5億円	以下	6万円 【10万円】
5億円	を超え	10億円	以下	16万円 【20万円】
10億円	を超え	50億円	以下	32万円 【40万円】
50億円	を超えるもの			48万円 【60万円】

※建設工事の請負契約で、平成26年4月1日～令和9年3月31日に作成される契約書

- 6 建退共の証紙購入の収納証書を持参してください。ただし、建設業退職金共済証紙未購入理由書(様式3)を提出した場合は必要ございません。(工事のみ)

請負金額	工事種別	※土木	※建築	※設備
一千万円未満		3.9/1000	3.5/1000	2.5/1000
一千万円以上～五千万円未満		3.5/1000	3.0/1000	1.9/1000
五千万円以上～一億円未満		3.1/1000	2.5/1000	1.6/1000
一億円以上～五億円未満		2.3/1000	2.1/1000	1.2/1000
五億円以上		1.8/1000	1.8/1000	1.1/1000

※土木とは、土木一式工事、舗装、橋梁等をいいます。  
 ※建築とは、建築一式工事、同設備(電気、管、空調等)工事等をいいます。  
 ※設備とは、機械器具設置、屋外の電気等の工事をいいます。

注) 請負金額とは、請負契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)をいいます。

実施時期は平成14年1月1日以降契約の工事から適用します。

- 7 配置予定の技術者を記載した現場代理人及び主任技術者等選任(変更)通知書を契約締結時に提出してください。
- 8 政府の労働者災害補償保険以外に上乗せとして加入したものの証明が必要です。(工事のみ)
- 9 契約は落札決定後14日以内に総務課契約係で締結してください。
- 10 契約締結後、速やかに第三者損害賠償保険(賠償責任保険)に加入し、土木・建築・舗装・造園等の各工事については、その保険の申込書と保険料の領収書の写し又は保険証券の写しを総務課契約係に提出してください。(工事のみ)

なお、年間の保険に加入している方は、契約ごとにその保険証券の写しを契約時に提出してください。

- 11 徳島市上下水道局と初めて契約する場合又は申請済みの登録口座に変更があった場合は、口座振替依頼書を提出してください。なお、前払金振替口座についても同様です。

---

## 変更契約の留意事項

---

- 1 総務課契約係から変更契約の連絡があった場合は、速やかに総務課契約係にて変更契約の契約書を受け取り、正本に変更金額に応じた収入印紙（工期変更契約書は200円）を貼付し、記名押印の上、変更契約を締結してください。
- 2 変更契約において、契約保証金又は契約保証金に代わる担保についての変更が必要な場合は、変更契約前に速やかに手続きをしてください。

---

## 工事請負又は業務委託代金の前払金申請について

---

- 1 前払いを受けようとする場合は、速やかに保証会社の保証証明書及び当局指定の請求書を必ず総務課契約係に提出してください。申請書及び請求書は必ず申請日を記入してください。\_\_\_提出がない場合は支払いができません。

※令和6年度から「工事請負（業務委託）代金の前払金申請について」の書類は提出の必要はございません。

- 2 前払いの趣旨から、その請求は工期（履行期間）の前半に総務課契約係に請求手続きをしてください。

---

## 工事請負代金の中間前払金申請について

---

- 1 中間前払金を受けようとする場合は、別に定める「上下水道局発注工事にかかる中間前金払について」に従い、中間前金払認定請求書を工事担当課に提出してください。
- 2 工事担当課による認定を受けたら、速やかに保証会社の保証証明書及び当局指定の請求書を必ず総務課契約係に提出してください。請求書は必ず申請日を記入してください。\_\_\_提出がない場合は支払いが出来ません。
- 3 中間前払金と部分払の併用はできません。ただし、債務負担行為及び継続費の工事の場合を除きま

す。

---

## 各種様式について

---

- 1 入札及び契約締結等に必要となる書類は徳島市上下水道局ホームページからダウンロードできます。入札書等、当局が指定している様式は必ずその様式を使用してください。

【徳島市上下水道局ホームページ】

<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/jogesuidokyoku/business/keiyaku/yoshiki.html>

【ダウンロード可能な様式一覧（建設工事等の入札及び契約締結等）】

様 式 名
① 入札辞退理由書
② 入札辞退届
③ 建設業退職金共済証紙未購入理由書
④ 紙入札方式参加承諾願
⑤ 競争入札参加資格審査申請書
⑥ 建設工事・コンサル業務 入札書
⑦ 建設工事・コンサル業務 委任状
⑧ 中間前払金認定請求書
⑨ 工事履行報告書
⑩ 請求書及び記入例
⑪ 銀行口座振替依頼書

(様式1)

## 紙入札方式参加承諾願

- 1 発注件名
- 2 電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社において上記の理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

㊟

徳島市上下水道事業管理者 殿

令和 年 月 日

競争入札参加資格資格審査申請書  
【紙入札用】

徳島市上下水道事業管理者 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊟

〈連絡先〉

担当者氏名

電話番号

次の調達案件に係る競争入札に参加するため資格審査を受けたいので、  
指定の書類を添えて申請します。

この申請書及び添付資料の記載事項については、事実と相違ないことを  
誓約します。

調達案件名 \_\_\_\_\_

# 入札書

令和 年 月 日

徳島市上下水道事業管理者 殿

住 所  
(所在地)

氏 名  
(名称及び代表者の氏名)

㊦

次の金額をもって請負いたいのので、地方自治法及び地方自治法施行令並びに徳島市上下水道局契約規程及び関係書類を承諾のうえ入札します。

入札 金額		拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

件 名

入札保証金 円 免除 一部免除

- (注) 1 金額の記載は、アラビア数字を用い、その頭に「¥」を記入してください。
- 2 この入札書は、必要な事項を記載し、記名・押印のうえ、当該入札に係る件名、入札者の営業所の所在地及びその氏名(名称及び代表者の氏名)を記載した封筒に入れ、提出してください。
- 3 記載の不明確なもの及び金額欄の訂正をしてあるもの等は無効になります。

# 委任状

令和 年 月 日

## 徳島市上下水道事業管理者 殿

委任者 住所

名称

氏名

㊟

受任者 住所

氏名

㊟

上記受任者を代理人と定め、次の入札に関する一切の権限を委任します。

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 入 札 日

令和 年 月 日

# 入札書

令和 年 月 日

## 徳島市上下水道事業管理者 殿

住所 徳島市幸町2丁目5番地  
(所在地) 株式会社 徳島水道工業所  
代表取締役 水道太郎

氏名  
名称及び代表者  
(の氏名)

代理人 入札花子 **入札**

次の金額をもって請負いたいのので、地方自治法及び地方自治法施行令並びに徳島市上下水道局契約規程及び関係書類を承諾のうえ入札します。

入札金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
			¥	3	5	4	0	0	0	0

件名 徳島市幸町2丁目から3丁目配水管布設替工事

入札保証金 円 **免除** 一部免除

- (注) 1 金額の記載は、アラビア数字を用い、その頭に「¥」を記入してください。  
2 この入札書は、必要な事項を記載し、記名・押印のうえ、当該入札に係る件名、入札者の営業所の所在地及びその氏名（名称及び代表者の氏名）を記載した封筒に入れ、提出してください。  
3 記載の不明確なもの及び金額欄の訂正をしてあるもの等は無効になります。

### 【記入例（代理人が入札する場合）】

- **日付**  
入札日（開札日）を記入
- **住所氏名**  
業者登録申請をおこなった住所・商号・代表者名を記入  
(※年間委任している場合は委任先のもの。)  
ゴム印などでも可
- **代理人氏名**  
入札を代理人がおこなうときは、代理人の氏名を記入  
(※必ず「代理人」と記入すること。)
- **印**  
委任状の使用印を押印
- **入札金額**  
税抜きの入札金額を記入  
アラビア数字（1, 2, 3・・・）を用い、先頭に「¥」マークを記入  
ゼロであっても必ず「0」を記入すること。
- **件名**  
指名通知書又は公告等記載されている内容と一語一句間違いないこと。  
《よくある記入間違い例》  
漢数字とアラビア数字（正）七番町 → （誤）7番町  
漢字の間違い （正）布設 → （誤）敷設  
ひらがなとカタカナ （正）1か所 → （誤）1カ所
- **入札保証金**  
指名通知書又は公告等に記載されている額を記入  
入札保証金が免除されている場合は「免除」に○印をいれること。

# 委任状

令和 年 月 日

## 徳島市上下水道事業管理者 殿

委任者 住所 徳島市幸町2丁目5番地

名称 株式会社 徳島水道工業所

氏名 代表取締役 水道太郎

受任者 住所 徳島市入札町1丁目1番地

氏名 入札花子

上記受任者を代理人と定め、次の入札に関する一切の権限を委任します。

1 工事名 徳島市幸町2丁目から3丁目配水管布設替工事

2 工事場所 徳島市幸町2丁目から3丁目

3 入札日 令和 年 月 日



### 【記入例 (代理人が入札する場合)】

- **捨印**  
捨印している場合のみ、訂正を認める。ただし、委任者印であること。
- **申請年月日**  
入札日（開札日）を記入
- **委任者住所・名称・氏名**  
競争入札参加申請をおこなった住所・商号・代表者名を記入（※年間委任している場合は委任先）  
ゴム印などでも可
- **受任者住所・氏名**  
受任者自身の住所、氏名を記入すること。住所については、会社所在地でも可
- **工事名・工事場所**  
指名通知書又は公告等に記載されている内容と一語一句間違いないこと。  
《よくある記入間違い例》  
漢数字とアラビア数字（正）七番町 → （誤）7番町  
漢字の間違い （正）布設 → （誤）敷設  
ひらがなとカタカナ （正）1か所 → （誤）1カ所
- **入札日**  
入札日（開札日）を記入

# 入札書

令和 年 月 日

## 徳島市上下水道事業管理者 殿

住所 徳島市幸町2丁目5番地  
(所在地)

氏名 株式会社 徳島水道工業所  
名称及び代表者 (の氏名) 代表取締役 水道太郎



次の金額をもって請負いたいのので、地方自治法及び地方自治法施行令並びに徳島市上下水道局契約規程及び関係書類を承諾のうえ入札します。

入札金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
			¥	3	5	4	0	0	0	0

件名 徳島市幸町2丁目から3丁目配水管布設替工事

入札保証金 円 免除 一部免除

- (注) 1 金額の記載は、アラビア数字を用い、その頭に「¥」を記入してください。  
 2 この入札書は、必要な事項を記載し、記名・押印のうえ、当該入札に係る件名、入札者の営業所の所在地及びその氏名(名称及び代表者の氏名)を記載した封筒に入れ、提出してください。  
 3 記載の不明確なもの及び金額欄の訂正をしてあるもの等は無効になります。

### 【記入例】

- **日付**  
入札日(開札日)を記入
- **住所氏名**  
業者登録申請をおこなった住所・商号・代表者名を記入  
(※年間委任している場合は委任先のもの。)  
ゴム印などでも可
- **印**  
代表取締役印を押印
- **入札金額**  
税抜きの入札金額を記入  
アラビア数字(1, 2, 3...)を用い、先頭に「¥」マークを記入  
ゼロであっても必ず「0」を記入すること。
- **件名**  
指名通知書又は公告等記載されている内容と一語一句間違いないこと。  
《よくある記入間違い例》  
漢数字とアラビア数字(正)七番町 → (誤) 7番町  
漢字の間違い (正) 布設 → (誤) 敷設  
ひらがなとカタカナ(正) 1か所 → (誤) 1カ所
- **入札保証金**  
指名通知書又は公告等に記載されている額を記入  
入札保証金が免除されている場合は「免除」に○印をいれること。

※ホームページからダウンロードして使用してください。

様式1

## 中間前金払認定請求書

令和 年 月 日

徳島市上下水道事業管理者 殿

受注者 住所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

次の工事について、中間前金払の支払いを請求したいので、要件を満たしていることを認定されたく請求します。

工事番号	
工事名	
工事箇所	
契約年月日	
請負代金額	(当該年度の出来高予定額: )
工期	着工 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日
備考	

- (注1) 1 認定資料として、工事履行報告書(様式2)を添付すること。  
2 債務負担行為に係る契約の場合は、契約額の欄に請求しようとする年度に係る出来高予定額を( )内に併せて記載すること。
- (注2) 1 中間前金払と部分払の併用は認めない。ただし、年度を超えて施工する必要がある工事については各年度末の部分払に限り適用する。

※ホームページからダウンロードして使用してください。

様式2

### 工事履行報告書

工 事 名			
工事箇所			
工 期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
日 付	令和 年 月 日 ( 月分)		
月 別	予 定 工 程 ( % ) ( )内は工程変更後	実 施 工 程 ( % )	備 考
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
(記載欄)			

※ホームページからダウンロードして使用してください。

請求書 (一般用)

請 求 書			
徳島市上下水道事業管理者 様		令和	年 月 日
住所			
氏名			
登録番号 T			
銀行・金庫 農協			支店 出張所 支所
普通・当座		口座番号	
フリガナ 口座名義			
次のとおり請求します。			
請 求 金 額			
件 名			
取引年月日			
内 訳			
税率10%対象合計(税込み)		円	内消費税額 円

一般用 記入例

請求書 (一般用)

請求書

徳島市上下水道事業管理者 様

令和 5 年 10 月 10 日

住所

徳島市幸町2丁目5番地

氏名

株式会社 ○○工務店  
代表取締役 水道 太郎

印

適格請求書発行事業者の登録を受けている場合、登録番号を記入

登録番号 T 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

徳島 銀行/金庫 本店 支店 出張所  
 費格 支所

普通 当座 口座番号 1 2 3 4 5 6 7

フリガナ 口座名義 カ ) マ ル マ ル コ ウ ム テ ン

株式会社 ○○工務店

次のとおり請求します。

請求金額

¥220,000.-

件名

●●委託業務

取引年月日

令和5年10月31日

内 訳

令和5年10月分

(一例)

- ・建設工事に伴う業務委託等…完了検査日
- ・上記以外の業務委託等…業務等の完了日  
(月ごと、年払いで請求するものについては、対象となる期間の末日)

別紙明細書等がある場合は、内訳欄に「別紙明細書のとおり」と記入し、請求書と明細書等を綴じて各用紙ごとに割り印の上ご提出ください。

左記合計額に対する消費税額を記入

税率10%対象合計(税込み)

220,000 円

内消費税額

20,000 円



**工事等前払金 記入例**

請求書 (一般用)

請 求 書

令和 5 年 10 月 10 日

徳島市上下水道事業管理者 様

住所

徳島市幸町2丁目5番地

氏名

株式会社 ○○工務店  
代表取締役 水道 太郎

印

適格請求書発行事業者の登録を受けている場合、登録番号を記入

登録番号 T 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

徳島 銀行 金庫 本店 支店 出張所 支所

普通 当座 口座番号 1 2 3 4 5 6 7

フリガナ 口座名義 カ ) マル マル コ ウ ム テ ン

株式会社 ○○工務店

次のとおり請求します。

請 求 金 額

¥44,000,000.-

件名

徳島市幸町●●下水管渠改築工事(前払金)

取引年月日

内 訳

工事前払金 44,000,000円

取引年月日の記入は不要

前払金請求の場合は内訳欄に前払金とわかる記載

0円と記入

0円と記入

税率10%対象合計(税込み)

0 円

内消費税額

0 円

※ホームページからダウンロードして使用してください。

### 銀行口座振替依頼書

振込先銀行	銀行名		銀行	支店
			金庫	出張所
			農業協同組合	支所
	銀行コード		支店コード	
同上預金別	1 普通預金		2 当座預金 (○で囲むこと)	
口座番号				
振込口座名義	フリガナ			
適格請求事業者登録年月日		年 月 日		
適格請求事業者登録番号	T			

振込先口座の登録について、上記のとおり申請します。

令和 年 月 日

徳島市上下水道局企業出納員殿

債権者住所

氏名

印

電話

番

- 注意 1 債権者欄の住所・氏名は請求書と同一のものを記載し、本書に押印する印鑑は、請求書に押印したもの、届出済みの印鑑と同一としてください。
- 2 会社名代表者名義又は住所の変更ならびに改印の場合は速やかに再提出してください。
- 3 口座振替依頼書を提出された以後の請求書『支払方法欄』には、依頼書に記載した振込先金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、振込口座名義を、請求書『登録番号』には、適格請求事業者登録番号を必ずご記入ください。

※ホームページからダウンロードして使用してください。

### 銀行口座振替依頼書【前払金専用】

振込先銀行	銀行名		銀行		支店	
	銀行コード		金庫		出張所	
		農業協同組合		支所		
同上預金別	1 普通預金		2 当座預金		(○で囲むこと)	
口座番号						
振込口座名義	フリガナ					
適格請求事業者登録年月日			年 月 日			
適格請求事業者登録番号	T					

振込先口座の登録について、上記のとおり申請します。

令和 年 月 日

徳島市上下水道局企業出納員殿

債権者住所

氏名

印

電話

番

- 注意 1 債権者欄の住所・氏名は請求書と同一のものを記載し、本書に押印する印鑑は、請求書に押印したもの、届出済みの印鑑と同一としてください。
- 2 会社名代表者名義又は住所の変更ならびに改印の場合は速やかに再提出してください。
- 3 口座振替依頼書を提出された以後の請求書『支払方法欄』には、依頼書に記載した振込先金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、振込口座名義を、請求書『登録番号』には、適格請求事業者登録番号を必ずご記入ください。